

大玉村 平成 28 年度決算引上げ分地方消費税収の使途の公表

平成 30 年 2 月 28 日
大玉村役場総務課財政係

平成 26 年 4 月に消費税率が 5 %から 8 %へ引上げられ、消費税率引き上げ分の増加した税収の全ては、今後の支出増加が見込まれる「社会保障 4 経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）及びその他社会保障施策に要する経費」の財源確保に充てることとなりました。このことは地方税法にも明記され、「社会保障経費」以外の経費に充ててはならないとされております。

地方公共団体においては、引上げ分地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、その使途については広く住民に公表することとされております。

平成 28 年度大玉村一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の決算については、下記のとおりとなります。

【 歳 入 】

- 地方消費税交付金（社会保障財源分） 58,654 千円

【 歳 出 】

- 障がい者福祉費 165,113 千円
- 児童措置費 204,632 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国	県	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源分）	その他
障害者総合支援法事務事業	143,766	69,286	34,574	0	0	38,654	1,252
児童手当支給事務事業	153,109	107,086	22,743	0	0	20,000	3,280